

7月は

「同和問題啓発強調月間」です。

差別のない明るい社会を築くため、同和問題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めています。

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、生活のさまざまな場面で差別を受けてきた問題です。今もなお、現代社会に残るわが国固有の人権問題でもあります。

日本国憲法では「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条)と法の下に平等をうたっています。また、国や地方公共団体では、この問題の解決を図るため、教育・啓発・地域改善対策などを行ってきました。

しかしながら、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の発生が依然として後を絶ちません。近年では、インターネットを悪用

して、個人の名誉やプライバシーが侵害されることや、差別を助長する表現や有害な情報が掲載されるなど、人権問題もますます多様化、深刻化しています。

人権が尊重される社会づくりを目指し、同和問題をはじめとするさまざまな差別を解決するためには、「無関心」「無理解」であつてはいけません。一人ひとりが自分自身の問題として関心を寄せ、正しい知識を身に付けることが大切です。

直方市では、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが幸せに、そして人間らしく生きられる社会を実現するための取り組みを行っています。



部落差別の解消の推進に関する法律

2016(平成28)年12月施行

現在もなお部落差別は存在し、情報化社会の進展に伴い部落差別をとりまく状況は変化が生じています。そのため、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

また、部落差別を解消するための国及び地方公共団体の責務が明記され、相談体制の充実や教育及び啓発等の施策が規定されています。

人権問題に関するビデオ・DVDや視聴覚機材の貸し出し

市民・人権同和対策課では、人権問題に関する研修相談やDVD、視聴覚教材の無料貸し出しを行っています。職場やグループ、ご家庭での学習に活用し、人権意識を高めましょう。

申し込み・問い合わせ 市民・人権同和対策課

(TEL 25・2105)

新型コロナウイルスの感染防止のため、今年の同和問題講演会は開催しません。

介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付書、通知書を郵送します

問い合わせ…保険課高齢者保険料係 (TEL 25-2116)

普通徴収

《納付書》

対象…納付書で納付する人

送付書類…通知書・納付書

納入方法…金融機関・コンビニエ

ンスストアでの納付

※毎週木曜日の窓口延長時は保険

課窓口でも受け付け可能

納付は便利な口座振替で

納付書を使って納付している人

は、ぜひ口座振替をご利用くださ

い。

《口座振替》

対象…口座振替で納付する人

送付書類…通知書

納入方法…口座振替

《納付書、口座振替共通》

送付時期…7月中旬

納期限…7月から来年3月までの

毎月末日(計9期)

※12月のみ25日、末日が土日祝日

の場合は金融機関の翌営業日

※口座振替で納付する人には、来

年1月中旬に口座振替済通知書

を送付予定

特別徴収

対象…年金から天引きで納付する

人

送付書類…通知書

納入方法…年金天引き

送付時期…7月下旬

※後期高齢者医療保険料について

は、申請により特別徴収から口

座振替に変更できます。

後期高齢者医療被保険者証を郵送します

問い合わせ…保険課医療保険係 (TEL 25-2113)

8月から後期高齢者医療の被保険者証が切り替わります。色は「水色」になります。

新しい被保険者証は、7月下旬に特定記録郵便にて郵送します。7月末までに被保険者証が届かない場合は、保険課医療保険係へお問い合わせください。保険料の滞納がある場合は、通常より有効期限が短い被保険者証を窓口でお渡しすることがあります。

《自己負担割合をご確認ください》

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は1割または3割です。前年の所得をもとに、今年8月から1年間の自己負担割合を判定します。同じ世帯の被保険者で市民税の課税所得が145万円以上の人がいる場合には3割となります。

ただし、市民税の課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、申請すれば1割の自己負担割合となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上

同じ世帯の被保険者全員の収入

の合計額が520万円未満

2. 同じ世帯の被保険者が本人のみ

(ア)本人の収入が383万円未満

(イ)本人と同じ世帯の70歳

74歳までの人の収入の合計が

520万円未満

《限度額適用(・標準負担額減額) 認定証が更新されます》

現在の限度額適用(・標準負担額減額) 認定証の有効期限は令和2年7月31日となっています。

すでにお持ちの人で、令和2年度も認定証を発行できる人には、令和2年8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬に郵送します。

限度額適用・標準負担額減額認定証とは

認定証を医療機関へ提示することにより、入院・外来の医療費の自己負担限度額や、入院時の食事・居住費の負担が軽減されます。

対象者…市民税が非課税の世帯に属する人

申請に必要なもの…被保険者証、印鑑

※非課税証明書など収入額を証明するものや、入院期間を確認できるものが気になる場合があります。

限度額適用認定証とは

認定証を医療機関へ提示することにより、入院・外来の医療費の自己負担が限度額までとなるものです。

対象者…負担割合が3割の被保険者の中で、所得が一定額未満の人

申請に必要なもの…被保険者証、印鑑

保険料の計算 (令和2・3年度)

$$\text{保険料額 (年額)} = \text{均等割額 } 55,687 \text{ 円} + \left(\frac{\text{総所得金額等} - 33 \text{ 万円}}{\text{基礎控除額}} \right) \times \text{所得割率 } 10.77\%$$

※保険料は、年額64万円が上限です。
※保険料は、福岡県内どの地域でも同じ基準で計算されます。

後期高齢者医療保険料の計算方法が変更になりました
問い合わせ…保険課高齢者保険料係
(TEL 25-2116)

保険料は、世帯の状況と令和元年中の所得金額を基に計算を行い、決定しています。

※「世帯の状況」とは、令和2年4月1日時点の世帯(年度中に75歳になる人、県外から転入された人等はその時点)の状況を基準にしています。